

○ 財務省告示第七十四号  
平成二十七年二月二十五日  
行条件等を次年三月五日より  
政府資金調達事務取扱規則  
第十一項の規定に基づき、大蔵省  
のとおり告示する。  
國庫短期財務証券大臣（五百十四回）

二 一 発二令  
の法律発号名称及び根拠記  
條項及の根拠  
の法會百資十財  
債条三四項律計号資四政  
第十項、第ニに金号法  
一六、第二關法（昭和二十二年  
株式等の振替法）  
第九十九条昭和二十二年  
第十九条昭和二十二年  
第一四四号法第十二條  
第五条律一ニ律  
及条第十一項  
並六项  
第一項十成年  
百項、三十  
三、同条第  
十第条第  
年別融三

四 三 二 一 発二令  
用振替法の適  
發行方法

を場で競争う札価振の以律社七百第一法會百資十財  
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政  
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」  
る参て札發によ下競争は受けけるも「日本銀行の  
も加、と行の者財同一發行に付けるも「日本銀行の  
にご務時といふに付けるも「日本銀行の  
よと大にいふに付けるも「日本銀行の  
るに臣行う。競争して行とどくに付けるも「日本銀行の  
発応がわく下入行とどくに付けるも「日本銀行の  
行募各れ及札わする、の  
へ限國るび価れる。そ規  
以度債入価格とる。そ規  
下額市札格競い入の定

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	入 価 法 入 札 格 決 發 競 定 行 争 の
千 九 四 九 五 万 万 千 十 兆 円 六 五 八 二 百 百 万 千 円 六 五 四 十 千 百 五 九 三 億 百 十 九 円 二 千 億 五 九 百 千 八 四 十 百	額 億 額 面 四 面 金 千 金 額 万 額 で 円 で 四 五 千 兆 五 二 百 千 六 四 百 三 六 億 三 十 各 三	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 圏 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 発	
込 期 日	札 参 加	所 支 払	金 金 額	還 期 限	入 ・ 札 競	債 格 I	債 市 加	札 競 場	格 価 行
平 成 二 十 七 年 二 月 二 十 三 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う 、 期 つ 。 そ き の 百 円	額 面 金 額 と 、 支 き 償 は 還 に う 、 期 つ 。 そ が 月 二 月 二 月 日	償 當 た だ し と 、 償 七 年 五 月 五 月 二十 五 業 業 日 日	九 面 入 期 札 格 第 參 市 發 競 I	額 ・ 別 債 格 參 市 競 I	債 債 市 競 場	額 債 債 競 價	額 債 債 競 價
平成二十一年二月二十三日					財務省銀行券部				
日本銀行									

十額の十額 平す額の振  
九面応九面 成るの記替  
錢金募錢金 二。整載法  
九額価八額 十数又の  
厘百格厘百 七倍は規  
一円五円 年の記定  
毛に毛に 二月金録に  
つ以上き 二月額はよ  
きの九十九 よる最振  
十そ十 三日 る低替  
九れ九 日も額口  
円ぞ円 の面座  
九れ九 と金簿